

令和4年4月20日

保護者 様

福井市教育委員会  
福井市和田小学校  
校長 勝木 孝一

## 学校への電話連絡について（お願い）

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

平成31年4月1日から「働き方改革関連法」が順次施行されており、令和2年4月からは、「福井県教育委員会規則」および「福井市立学校管理規則」において、教職員の時間外勤務時間（いわゆる残業時間）について上限規則が設けられました。

それを受けて福井市教育委員会では、令和3年度より教職員の残業時間を減らす方策の一つとして、福井市内の全ての各小中学校に電話連絡を受ける時間帯を限定する電話機を導入しました。

つきましては、学校への電話連絡が可能な時間帯は、昨年度より下記のとおりになっていますのでお知らせします。ご理解とご協力をよろしくお願ひします。なお、この件につきましては、令和3年度より福井市PTA連合会の了解を得ておりますこと申し添えます。

### 記

#### 1 電話連絡ができない時間帯

○月～金曜日 … 午後6時から翌日午前7時20分まで

※土・日・祝日は、終日、音声案内となります。

※上記の時間帯には、次の案内が流れます。留守電（録音）機能はありません。

「只今の時間は業務時間外となっております。平日の業務時間内に改めてご連絡ください。」

※ノー残業デー（水曜日）や学校行事等の都合で、上記の時間帯以外でも電話がつかない場合があります。

#### 2 留意事項

- ・電話連絡ができない時間帯での事故等や新型コロナウイルス感染症に関する連絡は、翌朝（翌日が休日等の場合は休み明けの朝）に学校までご連絡ください。
- ・教職員が業務で職員室等に残っていても、特別な場合を除き、午後6時以降の電話には対応できません。
- ・学校からの着信履歴に気付かれたのが午後6時以降で、かつ、学校からの再度の連絡が午後6時30分までに無い場合は、翌日以降に学校から連絡します。
- ・上記を基本の運用としますが、今後運用方法の改善を行う場合もあります。ご理解とご協力をお願いします。